

当院の施設基準について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面 掲示事項について Web サイト上に掲載いたします。

当院は、保険医療機関の指定を受けています。

■ 電子的診療情報連携整備加算

当院では、オンライン資格確認等システムを活用し、診療情報・薬剤情報等を取得・活用して質の高い診療を行っています。

また、以下の体制を整備しています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を、診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。

当院では、オンライン資格確認等システムを活用し、診療情報・薬剤情報等を取得・活用して質の高い診療を行っています。

電子処方箋については現在準備中です。

■ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

当院では、看護職員等の処遇改善、賃上げを推進する体制を整えています。

2026 年 6 月より、外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定いたします。

これは、医療従事者の賃上げを行い、人材確保に努めることで、良質な医療サービスを安定して提供するために設けられた診療報酬上の取り組みです。

患者様には、診療費の一部ご負担が生じる場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、すべて医療従事者の賃上げに充てられます。

■ 電子的診療情報連携整備加算

当院では、オンライン資格確認等システムを活用し、診療情報・薬剤情報等を取得・活用して、質の高い診療を行っています。

電子処方箋については、現在準備中です。

■ 明細書の発行について

当院では、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

発行を希望されない方は、受付にお申し付けください。

■ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

後発医薬品のある医薬品については、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品を提供しやすくなります。

■ 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和8年6月より、医療上の必要性があると認められず、患者様の希望により長期収載品を処方した場合、後発医薬品との価格差の2分の1相当額が、選定療養として患者様の自己負担となります。

選定療養は保険給付ではないため、公費負担医療の対象外となります。

なお、選定療養に係る費用は、薬局でのお支払いとなります。

■ 指定医療機関

- ・ 指定自立支援医療機関（精神通院）
- ・ 生活保護法指定医療機関

■ 施設基準に係る届出

- ・ 通院精神療法
- ・ 重度認知症患者デイケア
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 電子的診療情報連携整備加算

医療法人 ながの医院